徳島市農業委員会総会 議事録

| 1 とき | 令和5年6月29日(木) 開会 午後 3時30分 |
|-------|--|
| | 閉会 午後 4時30分 |
| 2 ところ | 徳島市役所 13階 第1研修室 |
| 3 議 長 | 会長職務代理者・金澤・敬治 |
| 4 出席者 | 〈農業委員〉 |
| | 1番委員 井川 洋二 2番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文 |
| | 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 |
| | 7番委員 原田 和彦 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 |
| | 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 品山 昌美 |
| | 13番委員 植田美惠子 14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義 |
| | 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良昭 18番委員 政岡 茂 |
| | 19番委員 市岡 沙織 |
| | <農地利用最適化推進委員> |
| | 1番委員 瀬畑 俊夫 2番委員 安廣 貴明 3番委員 佐野 泰弘 |
| | 5番委員 谷野 勝 6番委員 桑野 欣伸 7番委員 宮崎 学 |
| | 8番委員 中川 敏明 9番委員 増井 孝重 11番委員 松浦 義幸 |
| | 13番委員 坂東 賢二 14番委員 兼田 博行 15番委員 笹田 孝 |
| | 16番委員 浦川 昌夫 17番委員 多田 孝 18番委員 朝田 三郎 |
| 5 欠席者 | く農業委員〉 |
| | |
| | 〈農地利用最適化推進委員〉 |
| | 4番委員 宮本 隆美 10番委員 安渕 和子 12番委員 森 政雄 |
| 6 欠 員 | なし |
| 7 議事 | 付議案件 |
| | (全体議案) |
| | 第1号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る 意見について |
| | (農地関係議案) |
| | 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について |
| | 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について |
| | 第4号議案 農地転用の事業計画変更申請の審議について |
| | 第5号議案 非農地証明願の審議について |
| | 第6号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について |
| | 第7号議案 農用地利用集積計画の承認について |
| | 第8号議案 農用地利用集積等促進計画に対する意見について |
| | 報告事項 |
| | (農地関係) |
| | 1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について |
| | 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について |
| | 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について |
| | 4. 農地法第18条第6項の処理について |
| | 5. 農地の転用制限の例外(法第4条)による届出について |
| | |

- 6. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 7. 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

(開会 午後3時30分)

事務局 それでは、定例総会を始めます。本日の議長は会長職務代理者の金澤委員が務めることとなっております。進行をよろしくお願いします。

議長 ただ今から、令和5年6月徳島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会は、農業委員19名全員が出席しており、会議が成立しております。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号19番市岡沙織委員と、議席番号12番品山昌美委員の両名を指名します。よろしくお願いします。それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。

第1号議案、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について、審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第1号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見」 について説明します。

令和5年4月に「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、同月、徳島県の基本方針が変更されました。そこで、本市におきましても「基本構想」の変更が必要になってきまして、変更にあたっては、農業委員会の意見が求められているものです。

まずはじめに、1番の「基本構想」とは、効率的かつ安定的な農業経営が相当部分を担うような農業構造を確立するため、市町村が担い手の「農業経営の目標」等を定めたもので、おおむね10年間を想定した目標になっております。これまでも、この目標を基に認定農業者や認定新規就農者が認定されてきております。

2番の変更の概要をご覧ください。

この度の変更は、これまでの効率的かつ安定的な農業経営、いわゆる認定農業者等だけではなく、記載の「農業を担う者」についての確保育成に関する事項を追加し、また農用地の利用集約や、これまでの「人・農地プラン」に替わって、令和7年3月までに策定することが法定化された「地域計画」に関する事項などについて、加筆修正を行うものであります。

3番の各章ごとの変更内容ですが、第1章は今の社会環境に応じた文言への訂正、 第4章で「農業を担う者」についての記載を行うほか、第6章で利用権や地域計画、 面積要件の撤廃に関する記載を行い、一部第4章に移行してまとめたようでございま す。

具体的に説明しますので、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」という冊子になっている資料をご覧ください。

3ページをご覧ください。5番の(1)、優れた農業経営の確立については、下線部が 加筆されましたが、下から2行目、「次に、」から土地利用型農業による発展を図ろ うとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化し て、4ページに続いて云々で利用権設定を進める、としております。

飛びまして8ページをご覧ください。(3)、優良農地の確保と効率的利用について、中ほどの長い下線部分になりますが、これまでの認定農業者等以外にも「農業を担う者」を地域の農業維持発展のため、農村構造に組み込むことに理解と協力を求める、としております。

さらに飛びまして20ページをご覧ください。第4章、ここで「農業を担う者」の確保育成に関する事項を掲載しており、1は考え方、2は市町村が主体的に行う取組、そして、21ページの3番、「関係機関との連携・役割分担の考え方」というところ

で、我々も市や関係機関と連携しながら、就農等希望者への情報提供や定着に向けた サポート、また県の農業会議や中間管理機構とともに、農地等に関する相談対応や情報提供・あっせん等を行うこと、としております。

続いて22ページ、第5章でございますが、下の方の3番、「その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」で、下から5行目、下線部のように農業委員会による農地利用調整等を進める対象や位置づけを明確にしたほか、以下、地域ごとの推進方針を記載しております。

次に24ページ、第6章の一番下の1番、「利用権の設定等を促進する事業に関する事項」として、25ページには、「地域計画」策定に向け、協議の場の設置方法やその他関連事項を記載しております。協議の場とは、現在も「人・農地プラン地域座談会」という形で開催しておりますが、これに代わる形で各区域ごとに農業の将来の在り方や農用地の効率的・総合的な利用目標、その目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善や必要な措置について話し合う場として、農林水産課を窓口として開催するものです。農業委員会は、①のウの「参加者」にあるように、協議の場への参加を求められている他、③の文章内にありますように「地域計画」の作成について協力することとなっております。なお、明文化はしておりませんが、「地域計画」において、「農業を担う者ごとに利用する農用地等を定めて地図化する」ことが求められており、これを「目標地図」と言いますが、この素案を農業委員会が作成するということになっております。現在、事務局のほうで農地所有者に対するアンケート調査を作成中でありまして、改めて状況等について後日報告をさせていただく予定にしております。

26ページですが、上半分の中ほどに「カッコ付きカタカナ」がありますが、以前のカッコ「工」では、「利用権の設定を受ける者又はその世帯員等が耕作の事業に供すべき農用地の面積の合計が10aに達すること。」という条項がありましたが、今回、削除されております。

以上で、冊子の説明は終わります。

元の議案資料にもどりますが、今後のスケジュールにつきましては、市長が農業委員会とJAから意見を徴収し、県に協議のうえ、本年7月末頃に市長が基本構想を公告する予定となっております。

議長 ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はございませんか。

それでは特にないようでございますので、採決いたします。第1号議案の農業経営 基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見につきましては、原案に 「意見なし」として、承認することに異議ございませんか。

全委員 異議無し

議長 それでは、第1号議案については、承認することといたします。引き続き、農地関係議案に移ります。第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、

不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地3筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後104aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地3筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後88aに至り、譲受人は対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による贈与で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後15aに至り、譲受人は対象地において、野菜を中心に果物などの栽培を行うとのことです。

4番と5番は地役権設定者が同一なので併せて説明させていただきます。地役権設定者から地役権者へ、給水管設置による設定で、4番と5番ともに同じ農地1筆に地役権を設定するものです。

4番と5番の承役地は、今回の対象地で、4番の要役地は、隣接する土地2筆で、5番の要役地は、4番の土地と隣接する土地1筆となります。地役権を設定する目的は、これらの土地に給水する給水管を対象地の全面積に埋設し、この利用について地役権を設定するものです。なお、対象地の地表部分は、隣接する農地と併せて、これまでどおり耕作を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後61aに至り、譲受人は対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地7筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後334aに至り、譲受人は対象地において、水稲や野菜の栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後17aに至り、譲受人は対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、川内地区で新規就農面談を行いました。

第2号議案は以上8件で、対象地は、田11,859㎡、畑251㎡、合計12,110㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。

それでは、8番の新規就農面談に参加していただいた、川内地区の廣瀬委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

廣瀬委員 6月14日の午前10時より、8番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は植田委員、兼田推進委員、譲受人側1名、事務局2名と私の6名です。譲受人は、法人が遺贈により取得した農地を買い受けようとするもので、水稲を栽培するとのことです。譲受人は以前から阿南市の実家で、農業の手伝いをしており、譲渡人である法人が、農地の維持・管理ができないことから、農地を譲渡できる人を探していたため、これを機会に農地を買い受けて、農業を本格的に始めようと思ったとのことです。川内地区を選んだ理由は、従来から川内に居住しており、知人から農機具を借りることができ、一人で栽培が可能な面積であったから、とのことです。結論として、今回の3条許可については、川内地区の委員は一致して問題ないので

ないかとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。地区就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、 申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見が無いようですので採決いたします。第2号議案の農地法第 3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第3号議案、農農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。 議案書3ページをお開きください。

> 1番の申請地は、JR 地蔵橋駅から300m以内にある第3種農地に該当します。 賃貸借権を設定し、土木建築業を営んでいる借人が露天資材置場に転用するものです。

> 2番から4番は、譲受人が同一であるため、併せて説明します。申請地は、いずれも公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、宝石・貴金属・時計の販売業のほか飲食店の経営もしており、所有権を移転し、2番が露天駐車場、3番が飲食店で4番は物品販売店に転用するものです。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が農家住宅に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済であり、転用規模が大規模である1番から4番案件については地区審査を実施しました。第3号議案は全5件で、地目は、田が9,206㎡、畑は1,058㎡で、合計が10,264㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地450㎡、駐車場・資材置場が6,952㎡、その他施設用地が2,862㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、1 番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の佐野推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

佐野推進 今月12日の午後2時より、1番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。 委員 参加者は、野口委員、天羽委員、宮本推進委員と私の4名と転用者側2名、事務局 2名の8名です。

申請地は、西須賀町鶴島にあり、3種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、賃貸借権を設定し、借人が露天資材置場に転用しようとするものです。土地の造成については、南側の道路の高さまで表土をすき取り、砕石で整地を行います。また、隣接農地との間には、境界壁が設置されています。排水については、雨水のみであり、

地下浸透とするとのことで、地元の土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、勝占地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして2番から4番案件の地区審査に参加していた だいた、川内地区の廣瀬委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかが でしたでしょうか。

廣瀬委員 今月14日、午前10時30分より2番から4番案件で地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、植田委員、兼田推進委員と私の委員3名、転用者側1名と事務局2名です。

申請地は、川内町平石若宮にあり、2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、所有権を移転して、譲受人が、飲食店および物品販売店、並びに露天駐車場に転用するものです。造成については、隣接する道路の高さまでアスファルト舗装し、周囲は擁壁を設置します。排水については、店舗部分は浄化槽を経由し、駐車場の部分は、雨水のみで敷地内で勾配をつけるほか、集水桝を設置して水路へ放流するとのことで、管轄する土地改良区から意見書および排水同意書の提出があります。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、被害防除措置についても問題はなく、川内地区の委員は一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請については、1番と5番を許可し、2番から4番案件を許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第3号議案は、1番と5番を許可し、2番から4 番案件を許可相当として県に諮問することに決定いたしました。続きまして、第4号 議案、農地転用の事業計画変更申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案 の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、農地転用の事業計画変更申請について御説明します。議案書4ページを御覧ください。

1番は、露天資材置場として許可していたもので、変更内容は土地利用計画図において、造成高を20cmから100cmにするものです。露天資材置場として使うにあたって、当初の造成高では道路との高低差があり使いにくいため、道路高まで造成するための変更です。しかし、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。また、隣接農地の所有者が今回の計画変更に同意する旨の書面の提出もあります。以上の案件につきましては、今回の変更に伴った資料一式が提出されており、農地法に規定されている立地基

準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。

第4号議案は1件で、田のみで1,629㎡、転用目的の内訳は、駐車場・資材置場が1,629㎡になります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員 の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第4号議案の農地転用の事業計画変更申請については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第4号議案については、本案件を承認することに 決定いたしました。続きまして、第5号議案、非農地証明願の審議を開始します。そ れでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、非農地証明願について御説明いたします。議案書5ページを 御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。申請地については、20年以上前から宅地として利用しており、現在も住宅が建っているとのことで、非農地証明願の提出があったものです。しかしながら、申請書に記載された内容と現況が異なっており、現地調査時に申請地の特定を行うことができませんでした。そのため、補正を求めましたが、申請者の代理人から補正の意思は無いとの回答があり、当初の申請のまま議案を上程しております。本案件については、現況の確認ができない状況にあるため、非農地判断は難しいものと思われます。

2番の申請地は、公共投資の対象とっていない第2種農地に区分されます。申請地は平成3年以前から鶏舎として利用してきましたが、その後鶏舎の一部を取壊し平成15年頃から現在まで養鶏用資材置場として利用しているとのことです。2番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成3年3月13日と平成15年4月6日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第5号議案は2件で、対象地は田558㎡、畑221㎡、計779㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員 の皆様、御意見、御質問はありませんか。それでは、御発言が無いようですので採決 いたします。第5号議案の非農地証明願については、先ほど事務局から「非農地判断 が難しい」との報告がありました1番案件について採決いたします。申請書に記載された内容と現況が異なっていることから非農地証明願を承認しないことに意義はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、1番案件は非農地証明願を承認しないことに決定 いたしました。続きまして、2番案件を非農地と承認することに異議はございません か。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、2番案件を非農地と承認することに決定いたしま した。続きまして、第6号議案、「相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の 確認について」を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明いたします。議案書6ページを御覧ください。

1番は、対象地を分筆し、隣人との土地交換を行った筆がございますが、相続税の 猶予対象地には、問題はなく、耕作を継続しております。

議案書7ページを御覧ください。2番は、全ての農地で耕作を継続しております。 第6号議案は以上2件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積 は、田15,653㎡、畑20,759㎡、計36,412㎡です。御審議をよろしくお 願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員 の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第6号議案の「相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について」は、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第7号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、野口俊廣委員、天羽俊文委員、板東美佐緒委員、細川勝義委員、谷川興一委員、政岡茂委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、農用地利用集積計画について御説明します。それでは、議案書8ページをお開きください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第 1 項により従前の例によるとされた、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。今月は新規設定が17件、再設定が30件で合計47件となっており、そのうち、賃貸借権が30件、使用貸借権が17件となっております。なお、35番について、新規就農面談を実施しました。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から8番が、多家良地区13筆・8件、9番から12番が、勝占地区17筆・4件、13番から15番が、入田地区3筆・3件、16番と17番が、不動地区6筆・2件、18番から20番が、応神地区4筆・3件、21番から27番が、川内地区15筆・7件、28番から35番が、国府地区8筆・8件、36番から41番が南井上地区24筆・6件、42番から47番が北井上地区8筆・6件となっております。

利用権設定については以上で、田58筆・53,591.91㎡、畑40筆・56,421㎡の合計 98 筆・110,012.91㎡となります。

続きまして、所有権移転について御説明します。議案書14ページをお開きください。本案件は、令和5年1月総会で諮られたものと同じ案件です。譲渡人が総会で議決後に亡くなり新しい譲渡人が農地を相続したため、譲渡人を変更したうえで、再度同じ条件で譲受人へ売買により所有権が移転されるものです。耕作労力・農機具の保有状況等に問題は見受けられず、周辺への支障・影響を生ずる要因も特に見受けられません。1番の譲受人の耕作面積は、取得後459aに至るものであり、取得後には対象地において飼料用の作物の栽培を行うとのことです。所有権移転については以上1件で畑1筆・1,132㎡となります。第7号議案の農用地利用集積計画についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、35番の新規就農面談に参加していただいた、国府地区の浦川推進委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

浦川委員 6月14日の午後1時30分から35番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は谷川委員と私の委員2名と、借受人1名、事務局3名の6名です。借受人は、母方の実家が農業を行っており、子供のころから祖父母とともに農業に接していたそうです。昨年7月から、友人の勧めで試行的に耕作を始め、すでに出荷も何度か経験しているとのことであり、今回、利用権を設定し、本格的に就農をするものであります。また、農業機械についてもすでに購入したものや知人から無償で借りるなど、十分に準備ができているようです。当面はブロッコリーとなすに専念し、経営の安定化をはかっていきたいとのことです。出荷については、すでに民間の市場やスーパーマーケットなどに出荷しており、このまま引き続き出荷していきたいとのことです。結論として、就農計画等に問題はなく、周辺農地への影響を考慮しながら、今後も、耕作面積を増やしてもらいたいと思いました。今回の新規就農計画等について、国府地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。地区就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、 御質問はありませんか。

> それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第7号議案の農用地利用集 積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

続きまして、第8号議案「農用地利用集積等促進計画に対する意見について」の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第8号議案、農用地利用集積等促進計画に対する意見について御説明します。

それでは、議案書15ページをお開きください。本案件は、「農用地利用集積等促

進計画」について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき、農地中間管理機構である、公益財団法人徳島県農業開発公社から、意見を求められているものでございます。今回初めての案件ですので、内容を説明させていただきます。令和5年度から、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、市町村による「農用地利用集積計画」と農地中間管理機構による「農用地利用配分計画」が廃止され「農用地利用集積等促進計画」に統合されました。このうち、「農用地利用集積計画」については、地域計画ができるまでは作成が可能ですが、農地中間管理機構から借り手への転貸は「農用地利用集積等促進計画」によることとされ、県への認可申請には、農業委員会の意見書が必要とされております。こうしたことから、今回の意見聴取に至ったもので、本案件の賃借権の設定を受ける者は、農地所有適格法人で、同条第5項第2号イの要件について、保有する機械、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作事業を行うと見込まれます。今回、設定しようとしている土地はすべて畑で19,976㎡、13筆になります。第8号議案の農用地利用集積等促進計画についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員 の皆様、御意見、御質問はありませんか。

> それでは、御発言が無いようですので採決いたします。第8号議案の「農用地利用 集積等促進計画に対する意見について」は、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第8号議案については本案件を承認することに決 定いたしました。引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願い します。

事務局 それでは報告事項について説明します。議案書 16ページを御覧ください。 1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。 18ページにわたり7件受理しました。

議案書19ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。4件受理しました。

20ページを御覧ください。3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出についてです。22ページにわたり14件受理しました。

23ページを御覧ください。4番は、農地法第18条第6項(合意解約)の処理についてです。2件受理しました。

24ページを御覧下さい。5番は、農地の転用制限の例外(農地法第4条)よる届出についてです。1件受理しました。

25ページを御覧下さい。6番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。2件回答しました。

26ページを御覧下さい。7番は、農地転用許可後の工事進捗状況報告についてです。6件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

御発言が無いようですので、最後になりましたが、本日は、現体制での最後の総会となります。全員で顔を合わすのも最後となりますので、閉会に当たりまして、川人会長に一言御挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

川人会長 【会長挨拶】

議長

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、令和5年6月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回、農業委員に就任されるかたは、7月20日 木曜日に臨時総会、推進委員になられるかたは、7月31日 月曜日に定例総会を行います。案内はいたしますので、御出席よろしくお願いします。それでは皆様、3年間ありがとうございました。